

広島県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市因島外浦町字内梶二〇三四四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に供え置いて縦覧に供する。）